账

髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 見

 高
 知
 力
 月

 一
 丁
 目
 2
 2
 日

 年
 週
 2
 回
 (火曜日・金曜日)

目 次

規則				ページ
◎高知県建築士法施行細則の一部を改正	するホ	見則		1
◎高知県自動車運転免許試験場使用料徴	収条体	列施彳	7規則	
の一部を改正する規則				2
告示				_
○公共測量の実施の通知(2件)	(用±	也対象	(課)	2
〇公共測量の終了の通知(3件)]])	3
○土砂災害警戒区域の指定	· (B方:	(後砂)	方課)	3
○土砂災害警戒区域の指定の解除(3	(1)4)	(10)	3 10/10/	
件)	(")	3
○土砂災害特別警戒区域の指定	(")	3
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(,,	,	J
(3件)	(,,)	3
○告示(土砂災害警戒区域の指定)の一	("	,	5
部改正(3件)	(IJ)	4
○告示(土砂災害特別警戒区域の指定)	("	,	4
の一部改正(3件)	(IJ)	4
○道路の区域変更	((道		課)	4
○道路の体用開始(3件)		路		-
	(IJ)	4
公告	/== r	TI .V.C. E	GI/.	
○争議行為の予告		刊労信 "`	朝政	
	策調		п <i>-</i> \	_
		· 27‡		5
○争議行為の予告	`	IJ	,	
	$\langle 2$	· 28‡	曷示〉	5
○土砂災害特別警戒区域における特定開				
発行為に関する対策工事等の完了	(防)	災砂!	方課)	5
高知県選挙管理委員会告示				
○政治団体の設立の届出				5
○政治団体の届出事項の異動の届出				5
○政治団体の解散の届出				6
規則				
高知県建築士法施行細則の一部を改正す	 る規則	訓をご	ここに	公布す
る。			•	
令和7年3月11日				

高知県知事 濵田 省司

高知県規則第16号

高知県建築士法施行細則の一部を改正する規則

高知県建築士法施行細則(昭和25年高知県規則第87号)の一部 を次のように改正する。

第3条第2号中「、生年月日及び性別」を削る。

第4条の見出し中「登録事項」を「登録事項等」に改め、同条第2項中「及び」を「若しくは法第5条の2第2項の規定による届出(建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第8条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出に限る。)又は」に改める。

別記第2号様式の2を次のように改める。

第2号様式の2 (第4条関係)

高知県収入証紙 貼り付け箇所

> 二級 木造建築士登録事項等変更届出・免許証書換え交付申請書

私は、この度下記のとおり変更が生じましたので、免許証の書換え交付を申請します。

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所 氏名

記

			登	録事項	頁等 (変	更前)							変見	巨後	ź	
1	住			所												
2	ふ氏	ŋ	が	な 名												
3	生	年	月	日		左	F	月		日			年		月	日
4	性			別		男		\$	Ţ			男		,	女	
5	本籍	き地の かんしゅう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	都道序	存県												
6	登	録	番	号					第			号				
7	登	録を	手 月	日			年	F	月		日	1	縦4.5	セ		メート
8	変	更生	手 月	日			年	F	月		日	ル、横3.5センチメートルの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、貼り付けてください。 2 貼り付けた写真は、免許証に転写されます。		面に氏		
9	変更	更の理	l曲											てくだ 真は、		

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例施行規則の一部を 改正する規則をここに公布する。

令和7年3月11日

高知県知事 濵田 省司

高知県規則第17号

高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例施行規則の 一部を改正する規則

- 第1条 高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例施行規則 (昭和44年高知県規則第52号)の一部を次のように改正する。 第4条中「第24条第7項」を「第24条第11項」に改める。
- 第2条 高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例施行規則の 一部を次のように改正する。

第4条中「第24条第11項」を「第24条第12項」に改める。

付 則

この規則中第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第124号

高知県土木部中央東土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年2月19日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年3月11日

高知県知事 濵田 省司

1 作業種類

公共測量 (3 · 4 級基準点測量、3 級水準測量、現地測量)

2 作業期間

令和7年2月20日から同年5月31日まで

3 作業地域

香南市吉川町吉原から野市町下井まで

高知県告示第125号

高知県農業振興部中央西農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年2月19日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年3月11日

高知県知事 濵田 省司

作業種類

公共測量 (基準点測量)

C)

2 作業期間

令和7年2月28日から同年3月17日まで

3 作業地域

高岡郡佐川町

高知県告示第126号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から令和6年3月高知県告示第236号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が令和7年2月18日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年3月11日

高知県知事 濵田 省司

高知県告示第127号

法務省高知地方法務局長から令和6年10月高知県告示第565号 (公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が令和7年2月6 日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により 告示する。

令和7年3月11日

高知県知事 濵田 省司

高知県告示第128号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和6年12月 高知県告示第738号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測 量が令和6年12月19日に終わった旨の通知があったので、測量法 (昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第 3項の規定により告示する。

令和7年3月11日

高知県知事 濵田 省司

高知県告示第129号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次の 区域を土砂災害警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び関係土木 事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年3月11日

高知県知事 濵田 省司

箇所番号	区域の 名称	区域の所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
I -1103	一宮西 町一丁 目(2)	高知市一宮及び一宮西 町一丁目(別紙図面の とおり)	急傾斜地の崩壊

Ⅱ -4096	奥 名 (1)	吾川郡いの町(別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II - 5526	日 浦(2)	高岡郡津野町杉ノ川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

高知県告示第130号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき令和2 年6月19日に土砂災害警戒区域として指定した次の区域につい て、同条第6項の規定に基づき当該指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須 崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年3月11日

高知県知事 濵田 省司

箇所番号	区域の 名称	区域の所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
II -5526	日 浦(2)	高岡郡津野町杉ノ川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

高知県告示第131号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき令和2 年9月23日に土砂災害警戒区域として指定した次の区域につい て、同条第6項の規定に基づき当該指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県高 知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年3月11日

高知県知事 濵田 省司

箇所番号	区域の 名称	区域の所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
I —1103	一宮西 町一丁 目(2)	高知市一宮及び一宮西 町一丁目 (別紙図面の とおり)	急傾斜地の崩壊

高知県告示第132号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき令和3 年7月27日に土砂災害警戒区域として指定した次の区域について、同条第6項の規定に基づき当該指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中 央西土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年3月11日

高知県知事 濵田 省司

箇所番号	区域の 名称	区域の所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
Ⅱ -4096	奥 名(1)	吾川郡いの町 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊

高知県告示第133号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき、次の 区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び関係土木 事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年3月11日

高知県知事 濵田 省司

箇所番号	区域の 名称	区域の所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
I -1103	一宮西 町一丁 目(2)	高知市一宮及び一宮西 町一丁目 (別紙図面の とおり)	急傾斜地の崩壊
II -4096	奥 名 (1)	吾川郡いの町(別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II -5526	日 浦(2)	高岡郡津野町杉ノ川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

高知県告示第134号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき令和2 年6月19日に土砂災害特別警戒区域として指定した次の区域について、同条第9項の規定に基づき当該指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須 崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年3月11日

高知県知事 濵田 省司

箇所番号	区域の 名称	区域の所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
Ⅱ -5526	日 浦 (2)	高岡郡津野町杉ノ川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

高知県告示第135号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき令和2 年9月23日に土砂災害特別警戒区域として指定した次の区域につ いて、同条第9項の規定に基づき当該指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県高 知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年3月11日

高知県知事 濵田 省司

箇所番号	区域の 名称	区域の所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
I -1103	一宮西 町一丁 目(2)	高知市一宮及び一宮西 町一丁目(別紙図面の とおり)	急傾斜地の崩壊

高知県告示第136号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき令和3 年7月27日に土砂災害特別警戒区域として指定した次の区域につ いて、同条第9項の規定に基づき当該指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中 央西土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年3月11日

高知県知事 濵田 省司

箇所番号	区域の 名称	区域の所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
II -4096	奥 名 (1)	吾川郡いの町(別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊

高知県告示第137号

令和2年6月高知県告示第471号(土砂災害警戒区域の指定) の一部を次のように改正する。

令和7年3月11日

高知県知事 濵田 省司

表の II -5526の項を削る。

高知県告示第138号

令和2年9月高知県告示第766号(土砂災害警戒区域の指定) の一部を次のように改正する。

令和7年3月11日

高知県知事 濵田 省司

表の I-1103の項を削る。

高知県告示第139号

令和3年7月高知県告示第631号(土砂災害警戒区域の指定) の一部を次のように改正する。

令和7年3月11日

高知県知事 濵田 省司

表のⅡ-4096の項を削る。

高知県告示第140号

令和2年6月高知県告示第477号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和7年3月11日

高知県知事 濵田 省司

表のⅡ-5526の項を削る。

高知県告示第141号

令和2年9月高知県告示第770号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和7年3月11日

高知県知事 濵田 省司

表の I-1103の項を削る。

高知県告示第142号

令和3年7月高知県告示第634号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和7年3月11日

高知県知事 濵田 省司

表のⅡ-4096の項を削る。

高知県告示第143号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和7年3月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月11日

高知県知事 濵田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 久礼田笠ノ川

3 道路の区域

<u>X</u>	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市国分字前 1000番3から	前ノ門	前	2.8	21
南国市国分字前ノ門 995番1まで		後	3. 1	21

高知県告示第144号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和7年3月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月11日

高知県知事 濵田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名畑山栃ノ木
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市安芸/川字竹/サコ 甲698番1から 安芸市安芸/川字エビスタ 甲564番1まで	261	令和7年3月11 日

高知県告示第145号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和7年3月11日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月11日

高知県知事 濵田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 久礼田笠ノ川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日	
南国市国分字前ノ門1000番 3から	21	令和7年3月11	

4

| 南国市国分字前ノ門995番 | 日 | 1まで | 日

高知県告示第146号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和7年3月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和7年3月11日

高知県知事 濵田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名谷地日下停車場
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡日高村沖名字戸梶 2163番から 高岡郡日高村沖名字戸梶 2160番1まで	100	令和7年3月11 日

公 告

令和7年2月27日付けをもって西日本NTT関連労働組合執行 委員長兼廣英治から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通 知があったので、公表する。

会和7年2月27日(掲示済)

高知県知事 濵田 省司

- 1 事件
- (1) 賃上げ要求について
- (2) その他要求について
- 2 日時

令和7年3月12日始業時から1時間

3 場所

株式会社NTTフィールドテクノ高知営業所

4 争議行為の概要

要求の解決に至るまで連続的、断続的にあらゆる争議行為を行使する。

令和7年2月28日付けをもって高知医療生協労働組合執行委員 長山田政志から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知が あったので、公表する。

令和7年2月28日(掲示済)

高知県知事 濵田 省司

- 1 事件
- (1) 賃上げ要求について
- (2) その他要求について
- 2 日時

令和7年3月13日午前零時以降

- 3 場所
- (1) 高知医療生活協同組合 高知生協病院
- (2) 訪問看護ステーション 生協れいんぼー
- (3) 生協介護の窓口
- (4) 高知医療生協 潮江診療所
- 4 争議行為の概要

全職場におけるストライキの実施

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 法律(平成12年法律第57号)第18条第3項の規定により、特定開 発行為に関する対策工事等の完了を次のとおり公告する。

令和7年3月11日

高知県知事 濵田 省司

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 - I-1103 一宮西町一丁目(2)
- 2 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名 高知市丸池町1番1-15号 社会福祉法人すずめ福祉会 理 事長 中原 悟
- 3 特定開発行為に関する対策工事等の検査済証の交付年月日 令和7年1月24日

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和7年3月11日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司 その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治 団体)

名称	代表者の氏 名	会計責任者 の氏名	主たる事務所の所在地	届出 年月 日
東野ひでき	久岡 隆	徳弘 吉哉	高知市北御座	令 7

高知県後援会					2番27号	• 1 • 14
藤木しんや 高知県後援 会	久岡	隆	徳弘	吉哉	高知市北御座 2番27号	令 7 • 1 • 14
大原透後援会	大原	透	大原	りえ	吾川郡いの町 柳瀬本村440	令 7 • 1 • 21
高知県介護 障害福祉事 業者政治連 盟	福地	栄信	荒川	泰士	四万十市具同 字六反田3239 番地29	令 7 • 1 • 30

高知県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和7年3月11日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司 政党の支部(国会議員関係政治団体以外の政党の支部)

区分	名称 (代表者の氏 名)	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事 務所の所 在地	異動 年月日
旧	自由民主党香南 市夜須支部 (野島 ひと み)	濱口 涼子	異動なし	香南市夜 須町手結 山314- 2	令 7 • 1 • 26
新		野島 ひとみ		香南市夜 須町坪井 1240	

その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治 団体)

区分	名称 (代表者の氏 名)	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事 務所の所 在地	異動 年月 日	
旧	河本竜二と室戸	異動なし	安岡 優	異動なし	令 7	

Ľ

恒

	を考える会 (河本 竜二)		子		• 1
新	(四/本 电二)		河本 みゆき		0
旧	古谷幹夫後援会 (古谷 由利	古谷 幹 夫	野村光義	異動なし	令 6 • 12
新	子)	古谷 由 利子	古谷 由 利子		• 25
旧	岡田順一後援会 (小松 重富)	異動なし	異動なし	幡多郡大 月町鉾土 109	令 7 • 1 • 10
新				幡多郡大 月町弘見 2179-1	
旧	中村たかし後援 会 (中村 卓司)	田村輝雄	異動なし	高岡郡佐 川 町 甲 1787	令 6 • 12 • 24
新		中村卓司		高岡郡佐 川 町 丙 1250	
旧	岩本誠生後援会 (岩本 誠生)	西村 盛昭	異動なし	異動なし	令 7 • 1 • 10
新		岩本 誠生			• 10
旧	吉田ひさと後援	土釜清	異動なし	異動なし	令 7
新	会 (吉田 尚人)	吉田 尚			• 1 • 17
旧	明るい市政をすすめる会	異動なし	山本 正士	異動なし	令 7 · 1
新	(信清 吉孝)		板原 千明		• 20
旧	板原会	異動なし	山本 正	異動なし	令 7

	(板原 啓文)		士		• 1 • 20
新			板原 千明		- 20
旧	板原啓文後援会 (山﨑 昇)	異動なし	山本 正士	異動なし	令 7 • 1 • 20
新			板原 千明		20
旧	中山よしゆき後 援会 (中山 義介)	異動なし	異動なし	土佐清水 市元町 9 - 1	令 7 • 1 • 30
新				土佐清水 市加久見 入沢町8 -16	

高知県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和7年3月11日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司 その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
古谷幹夫後援会	古谷 由利子	令 6 · 12 · 25
西岡尚宏後援会	西岡 尚宏	令 6 · 12 · 27
和田勇後援会	石田 覚	令 6 · 12 · 31
足立としゆき梼原町後援会	吉田 尚人	令7·1·14